

平成28年度第8回南関町農業委員会会議録

平成28年10月7日(金)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 5番 原 靖 君
 - 6番 山本精武君
5. 議 事
 - 第21号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第22号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第23号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第24号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第25号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長	松本 泰典 君	副会長	竹島 久利 君
1番	松本 泰典 君	2番	荒木 勝治 君
3番	釘崎 眞貴子 君	4番	矢野 房幸 君
5番	原 靖 君	6番	山本 精武 君
7番	荒木 茂 君	8番	田崎 芳憲 君
9番	北原 照代 君		

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 寺本 藤雄 君

書記 上田 賢 君

平成28年度第8回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成28年度の総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、会議を開きたいと思います。本日は、委員皆様、全員出席でございますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を7番、荒木委員さん、よろしく願いいたします。

○7番（荒木 茂君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（柏村 公正君） 改めまして、おはようございます。心配していました台風も過ぎ去ってほっとしているところでございます。また、いよいよ稲刈りも始まったようございまして、まだちょっと雨がなくて下のほうは緩いようございまして、かなり。今回もこれからかなということでございますので、忙しい日々を過ごさなければならぬかと思っております。

また、先日、県のほうからまいりまして、今年も全国農業新聞の購読をお願いしますということでございます。よければ1部ですね。また、若い人は、農業者年金の加入促進も推進しておりますので、若い人がおられましたらそちらのほうもですね。農業者年金は、今は個人ごとの掛金でございまして、掛け捨てではなくて、税務上もかなり有利かと思われまますので、そういうほうの説明をすれば大丈夫かと思っております。また、そういう方がおられましたら、事務局のほうにもご推薦をお願いしたいと思っております。

それでは、早速、はじめたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、柏村会長をお願いいたします。

発言するときは、議長の許可を受けてください。また、携帯につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名者を指名いたします。今回は、5番の原委員さんと6番の山本委員さんをご指名いたします。よろしくようお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、早速審議に入りたいと思います。

第21号議案、「農地法第3条1項の規定による許可申請」を議題といたします。事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第21号議案、農地法3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番、農地の所有権移転許可申請について、受付日、平成28年8月29日、申請番号95号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、贈与による所有権移転となります。

2番と3番は同じ申請であり、農地の所有権移転許可申請になります。受付日、平成28年9月2日、申請番号96号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

次に、4番から16番ですが、これに関しましては法人の解散による財産処分となります。

まず、4番から6番ですが、農地の所有権移転許可申請。受付日、平成28年9月21日、申請番号98号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、法人の構成員への売買による所有権移転となります。

7番、8番は、農地の所有権移転許可申請。受付日、平成28年9月21日、申請番号99号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおり、法人の構成員への売買による所有権移転となります。

9番から11番は、農地の所有権移転許可申請。受付日、平成28年9月21日、申請番号100号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりで、法人の構成員への売買による所有権移転となります。

12番から16番は、農地の所有権移転許可申請。受付日、平成28年9月21

日、申請番号101号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、これらについては売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

21号議案は、農地法第3条1項の規定による許可申請6件でございます。

ただいま説明に関連しました現地調査に出向されました委員による補足説明をお願いします。

まず私から、5日に事務局とまいりました。

一番上でございますが、〇〇〇さんのすぐ横でございますが、この〇〇〇さんが買受人でございます。農地はなかなか手入れもなかったということで、荒れっぱなしで心配をしとったところでございますが、この住宅の方が求められるということで、買って野菜畑を作るということで問題ないんじゃないかなと思っております。

また、4番から8番、これは先ほど申されましたように、法人の解散でございますが、これは〇〇の温室組合の〇〇〇でございます。〇〇〇を解散されて、個人名義にされるということでございまして、今後も続けていくということで、何ら問題ないかと思えます。

ご検討よろしくお願いいいたします。

続きまして、4番の矢野委員、お願いいいたします。

○4番（矢野 房幸君） はい。先日3日に朝9時から事務局並びに推進委員の島崎さんと3名で現場確認に行きました。

場所は、西鉄バスの大牟田線の〇〇のバス停から〇〇〇に向かって200mぐらいの位置になります。県道沿いの真横になりますけど、隣はなんか〇〇〇さんかなんか横になりますけど、現在ちょっと雑草が茂っておりますが、県道脇は500のU字構線で、そちらのほうも問題ないし、なんもこれは確認したところ問題ないと思えます。

承認お願いします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番委員の荒木委員、お願いいいたします。

○2番（荒木 勝治君） はい。私、3日に役場の人と推進委員の人、3人で行ってまいりました。

内容的には先ほどから言われたとおりですけれど、9から16までちょっと説明いたします。

9番は、〇〇〇さんという人から畑を借りて、カブなんか植え付けされておしま

した。そっで、これは大丈夫と思います。

そすと、10番目は、耕作してありました。10と11ですね。これは、大丈夫です。

そすと、12番、大体家から1km範囲のところなんです。あるのがですね。きれいに手入れはされておりました。

13は、これは田んぼですね。谷間、両方が谷間で、荒れていて、だいたい深田なんですね。そこ何枚かあるんですけど、地図にもあると思うんですけど、以前は減反されておりました。田んぼには向いてないようなところですね。

14番は、本人さんがねぎを植えておられ、深ねぎですね。そして、だいたいいいと思いましたがね。

そすと、15がちょっと真竹が植わって、ちょっと機械じゃなくちゃ、ちょっと耕作地にはならないような荒れていました。

そすと、16、これもそうですね。真竹、荒れていました。

そういうことです。簡単な説明ですみませんが、審議よろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局と委員の説明が終わりました。何かご意見ございませんでしょうか。ございませんか。

はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。15から16号ですか、場所は点々と同じところじゃなくて、ものすごなんか距離的に離れとるごたるばってん、管理はうまい具合でくつとだろ。

○2番（荒木 勝治君） もともとは、〇〇〇さんが耕作していた土地なんです。これ全部。そっで事情あってそんなふうになったんですけども、そっで大体1km範囲くらいというか、公民館の側ですけど、大体近くです。

○議長（松村 公正君） 当時、現物出資ちゅうごたるこっで、なされとったじやなかですか。〇〇〇さんも今はなかなか辞めとられるばってん、設立当時は〇〇〇さんもこの温室組合の組合員じゃったつですよ。

○2番（荒木 勝治君） そうですね。

○議長（松村 公正君） そういうことで、だけん恐らく現物出資されとつとかなと私は思いよるばってんが、そういうところじやなかろうかと思えます。

○2番（荒木 勝治君） また付け加えていいですか。付け加えるというか、9、10、11は、これも〇〇〇さんの分だった。言っては悪いですけど、倒産されて全部手放してしまったらしいんです。それを今度はまた買戻しというような形になってるみたいです。そっでちょっと言うなら、いいところは、ちと悪いばってん、いいとこ

は〇〇〇さんという人がやってるみたいですね。そういうことです。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第21号議案について、原案どおり決定することに異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第21号議案は原案のとおり決定しました。

続きまして、第22号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第22号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

受付日、平成28年9月23日、申請番号102号。土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、農家住宅用地としての転用です。

以上、事務局からの説明を終わります。

○議長（松村 公正君） はい、22号議案の説明が終わりました。22号議案は、農地法第4条1項の規定による許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連して現地調査に向かれました委員さんのご説明をお願いいたします。

松本委員、お願いします。

○1番（松本 泰典君） 1番、松本です。昨日、事務局の上田さん、推進委員の西田さんと現地、行ってきました。

現地は県道の大牟田植木線から小岱山側に100mぐらい登ったところです。現在は、法のほうは擁壁をしてあります。工事を。それで、現地は畑のような感じは受けました。それで、このなんか面積が広いなんか全部で1反どしこあるみたいなことだったんですけど、分筆で1反ぐらいかちゅうことで、排水も横に排水路は流れております。それで問題ないかと思います。

よろしくご審議お願いします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

現地の委員さんの説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ありませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） それでは、ないようでございますので、採決に入りたいと思

います。

22号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、第22号議案は原案のとおり許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、第23号議案、「農地法第5条1項の規定による許可申請」を議題といたします。

今回の許可申請には、6番委員、山本委員を譲渡人とする案件が含まれておりますので、南関町農業委員会規則第10条の議案範囲の制限に該当するため、申請番号103以外の申請を先に審議の上、許可の可否を行い、その後、山本委員にはいったん退席していただき、該当案件の審議を行うことといたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第23号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

1番ですが、権利の種類は所有権移転、受付日、平成28年9月23日、申請番号103号。譲渡人、譲受人、土地の所在等については記載のとおりです。転用の目的は農家住宅用地の拡張です。本申請地については、現在譲受人が駐車場として既に利用していることから始末書が提出されております。

次に、2番ですが、権利の種類は使用貸借権の設定、受付日、平成28年9月23日、申請番号105号。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は個人住宅の建設です。

事務局からの説明は以上です。

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございました。

第23号議案、農地法第5条1項に基づく申請2件でございます。

ただいまの提案の説明に関連しまして現地調査に出向されました松本委員の補足説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○1番(松本 泰典君) 俺は2番や。

○事務局(上田 賢君) いや、山本委員のがあるけんが、先に松本委員の分の。

○1番(松本 泰典君) 俺から先に。

○議長(松村 公正君) いいですか。

○1番(松本 泰典君) わかりました。1番の松本です。現地確認、行ってきました。

現地は、小岱山の防火林道を宮尾から上のほうに相当登った場所です。ほんな道路沿いです。現在は、みかんと柿の木が植わってます。そっで、横に排水路も通っ

てますし、問題ないかと思えます。

審議のほうよろしくお願ひします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

まず、第105号議案から審議に入りたいと思えます。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようございませんで、23号議案中の105番の案件の採決に入りたいと思えます。

ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、許可相当であることを決定いたしました。

続きまして、山本委員さんにつきましては、退席をお願いしたいと思えます。

（山本委員 退席）

○議長（松村 公正君） 続きまして、103号の山本委員さんに関する案件でございます。

これも事務局の説明を全部しましたから、それでは、現地調査に出向かれました北原委員さんをお願いいたします。

○9番（北原 照代君） 9番の北原です。3日に推進委員さんの前川さんと事務局の上田さんとで現地調査に行つてまいりました。

場所は、上坂下の〇〇〇の近くの信号機から大久保方面にくるところです。今、事務局からも説明がありましたように始末書がついて、完全に農地からはずれておりました。もともとには以前息子さんか親と同居をされていたときに、息子さんの仕事関係で大型車をとめるために移転されたものと思われませんで。ちょっと少しだけコンクリートが残つてましたけれども、ここには農機具じゃなくて、農業用の道具を置いてありませんで、そのまま使いたいということだす。隣接の農地は譲受者の名義になっておりました。排水は雨水と思ひましたけれども、区長さんから排水同意の署名も付いておりました。転用されているので、致し方ないかなと思つて見てきました。

審議よろしくお願ひします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員さんからの説明が終わりませんで。103に対しまして質疑をお受けしたいと思えます。何かご異議ございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようございませんで、採決に入りたいと思えます。

第23号議案中、申請番号103番は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、23号議案、申請番号103番は原案のとおり許可相当であることと意見決定いたします。ありがとうございました。

(山本委員 着席)

○議長(松村 公正君) それでは、続きまして、第24号議案、農地法転用許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局からご説明申し上げます。

第24号議案、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。

受付日、平成28年9月23日、申請番号104号。申請人、事業内容等は記載のとおりとなり、変更内容は事業面積の減少です。本件は当初、平成28年4月25日付けで申請があり、平成28年6月1日付けで許可がされております。変更理由として、許可後、事業を遂行する中で土地の譲渡人の一人から土地を売買ではなく、できる限り交換でもらいたいという要望があったということで、事業内容の見直しを行い、事業面積を715㎡減少させることになったということです。

事務局からの説明は以上です。

○議長(松村 公正君) ありがとうございました。

24号議案は、農地転用許可後の事業計画変更申請でございます。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○9番(北原 照代君) すみません。

○議長(松村 公正君) はい、どうぞ。

○9番(北原 照代君) はい、9番委員からです。質問、変更後減った面積の場所は、地図から見たらどこでしょうか。

○事務局(上田 賢君) すみません。地図からすると東側になります。

○議長(松村 公正君) この右のほうの。

○事務局(上田 賢君) はい、右のほうですね。すみません、右のほうの住宅地とのあいだの部分が減少した部分になります。

○9番(北原 照代君) はい、わかりました。

○議長(松村 公正君) ほかにございませんでしょうか。ございませんか。

(ありませんの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第24号議案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、第24号議案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第25号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第25号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番から9番は、譲渡人は別ですが、譲受人は同じになります。利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は1番から9番すべてを足した場合は8,636㎡となります。これは中間管理機構の特例事業となり、圃場整備関係の農地の売買となります。

次に、10番ですが、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、面積は1,473㎡で、中間管理機構の特例事業となります。

次に、11番から14番は同一の申請となり、利用権等の種類は使用貸借権で、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は4,237㎡、期間は9年3カ月、中間管理事業です。

事務局からの説明は以上です。

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございます。

第25号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画6件でございます。

何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ、山本委員。

○6番(山本 精武君) 6番委員の山本ですけど、ここはもう既に基盤整備の終わるところですね。今からされるところで審議する。

○事務局(上田 賢君) はい。ここは今から圃場整備の、今から計画を立ててらっしゃるところになります。

○6番(山本 精武君) はい、わかりました。

○議長(松村 公正君) ほかにございませんでしょうか。

この10番は先日上がった案件でございます。これも先ほどの○○○さんの関係でございます。ちょっと11から14は基盤整備のこれで済んだるところです。

○6番(山本 精武君) はい。

○議長(松村 公正君) ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。この譲渡の売買のとき、農業委員として地区の農業委員で立ち会いました。そのとき感じたことですが、基本的には圃場整備は集約が基本じゃないかなと思いますけど、この物件に、この地域に関しては、なんか集約がほとんどなされてないような感じを受けました。そこで、農業委員会としてなんかそういうみたいな指導なり、要望なりはできんのかなとは感じとして思いました。

以上です。

○議長（松村 公正君） よかですか。その換地は済んだ。事前換地。

○1番（松本 泰典君） 換地は終わってっす。

○議長（松村 公正君） 事前換地ですか。

○1番（松本 泰典君） 終わってっす。その換地地図を見せてもらったけど、ほとんど集約ができらんような状況です。ここは今年から工事が、稲刈り後始まる。地元の方にはちょっと話したばってん、もう地権者がどうのこうのということで集積はできんと。あんま意味がなかなては言ったんですけど。

○議長（松村 公正君） そのための基盤整備じゃろと思うとばってん、やっぱ。そこ100m、200m、変わったっちゃ問題なかと思うばってんですね。

○6番（山本 精武君） 私たちは集めたばってん。

○議長（松村 公正君） やっぱなかなかやっぱ、そのあたりはどがんか事前に農業委員会に連絡のあって、指導と言うといかんばってんが、なんかそういうとはなかですかね。今後もそがんと出てくるじゃろうと思うたい。やっぱなかなか私げところもそういうことちょっと出たですね。

○1番（松本 泰典君） なんかこれで売買で買われる方の話を聞くと、3カ所あると、3カ所そのままあるとこにちゅうみたいな感じ。なんで1カ所にせんとかいと。

○事務局長（寺本 藤雄君） だからその順番が遅かとじゃなかつですか。圃場整備の換地の中でそれが前もって出ればそうなるんですけども、できあがられたあとに憂慮交渉でその方が売られたということで、仕方がないと思いますね。

○1番（松本 泰典君） なんか地元の意見として、なんか今現在あるとこに作れと、みたいな意見が多数あったけんそういうみたいになったと。

○事務局（上田 賢君） 中間管理事業としての話になるんですけど、地域の今現在、例えば圃場整備が済んでいるところで、やっぱ高齢化によってやっぱ離農されるところとかが増えてこられたところのやつを公社のほうで中間管理事業主として借り受けたりしたり場合は、それぞれ担い手の人にここの部分はこの方に、ここについてはこの方というふうに取りまとめをすることはできるだろうと思います。ただ

ここに関しては、今から換地をするにあたって、今たぶん地元からお話を伺われてた、なんて言いますかね、ここんところうちの土地があったけんと言われると、なかなかご本人さんたちを納得させる理由がないというか、なんかそこを覆そうとするとなんとなく換地が壊れそうな気がしますので、ちょっとこれに関してはちょっと県の農業会議等と相談してから、農業委員会としてできることはないかというのはちょっとまた確認をさせていただきたいと思います。

- 1番（松本 泰典君） しかし、換地は終わっとるですもんね。
- 議長（松村 公正君） 今後のこつもあつどけん、まだ南関町は基盤整備がかなり。
- 事務局（上田 賢君） まだ数箇所。
- 議長（松村 公正君） そういうこつで、農業委員会としてでくすることのあればな、また協力していかんとしゃが、なるだけやっぱこういうこつで集積事業で寄せよつとやけど、こつちに2反、こつちに3反あつたつちや機械ば移動するばかりでん違うし、寄せるだけでん違うけんですな。
- 6番（山本 精武君） そうですね。
- 議長（松村 公正君） やっぱそういうのを考えながら、この段階は換地まで済んどるならなかなかそこまでいかんと思いますがね。
- 6番（山本 精武君） ここ高久野の場合は広いけんが、地主さんもたくさんおられるでしょうけんね。
- 1番（松本 泰典君） だけん、高久野は田んぼですよ。どこに持っていっても条件的にあんまり変わらんと思う。
- 6番（山本 精武君） そうですもんね。一緒のごつして変わらんけん。
- 1番（松本 泰典君） 例えば、ここにAさんのところに1カ所、Bさんのところに。たぶん集積が一番しやすか場所かなとは、私たちは思うとですよ。
- 6番（山本 精武君） あんまり頭数が多かまとまるもんもまとまらんもんな。
- 議長（松村 公正君） そして、段差はなかけん、平地だけん、押しやってそぎゃん土地の泥の移動もなかけんな。なかと思うとばつてんが、やっぱなかなかですな。
- 1番（松本 泰典君） 売買の値段もほとんど変わらんでしょう。
- 議長（松村 公正君） 値段はよかたい。豊永なら30万だったとこれ。
- 1番（松本 泰典君） もうばつてん換地は終わっとるけん、どぎゃんもでけんとはでけんです。
- 副会長（竹島 久利君） 換地は終わっとる。
- 6番（山本 精武君） これから先のことで、そういう提案をしてもろとくと、前もつて。
- 議長（松村 公正君） そして、高齢化でなかなかでけんということになってきよる

し、そういうことしとけばですね。

○6番（山本 精武君） 皆さん、さっき言われたごつ、平地だけんですね。山もがけもなかけん平等でよかと思うばってんが。水の順番がちょっと遅うなるか、早くなるか。

○1番（松本 泰典君） 特に補助事業だけんですね。南関町も補助が15%くるわけでしょう。

○副会長（竹島 久利君） 水路はポンプアップで関川の水ば引くとやろ。

○6番（山本 精武君） 高久野は全部水路だけん。今はね、どこも大きい水路があるけんが、今の方が新しくなっただろうと思うが。高低差、3mもなかでしょう。

○1番（松本 泰典君） は。

○6番（山本 精武君） 高低差も3m。

○1番（松本 泰典君） なかなか。中山間地、直接支払い制度で対応でけんとです。

○6番（山本 精武君） そうか。なるほど。

○議長（松村 公正君） だけん、言うなら真っ直ぐ、田んなかば真っ直ぐ、よか道ば作って、いけばたいな。

○6番（山本 精武君） 一番理想な工事がでくつとばってんな。

○議長（松村 公正君） ほかに何かございませんでしょうか。

○6番（山本 精武君） この新聞のこれは。

○事務局長（寺本 藤雄君） それは、あとで。

○6番（山本 精武君） あとでまた。はい、わかりました。

○議長（松村 公正君） ほかになければ。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございしますので、採決に入りたいと思います。

第25号議案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

異議なしと認め、25号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） 続いて、その他の事項でございしますが、何か。

○事務局（上田 賢君） いや、なしです。特にありません。

○議長（松村 公正君） ないようでございしますので、ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本日の議案事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。

本日はお忙しい中、慎重審議していただきましてありがとうございます。これを持ちまして議長の席を下りさせていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長(寺本 藤雄君) はい、ありがとうございます。

それでは、閉会を副会長にお願いします。

○副会長(竹島 久利君) 起立。これを持ちまして第8回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後2時9分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人